

平成20年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年3月12日(水)

議事日程(第4号)

平成20年3月12日午前10時開議

日程第1 報告第1号ないし報告第4号

日程第2 議案質疑 議案第1号ないし議案第41号

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第1号ないし報告第4号(採決)

日程第2 議案質疑 議案第1号ないし議案第41号

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田目 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	綿引 優 君
保健福祉部長	増子 修 君	産業部長	小林 平 君
建設部長	川又 和彦 君	会計管理者	大森 茂樹 君
水道部長	西野 勲 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	根本 洋治 君	福祉事務所長	高橋 正美 君

秘書課長 山崎修一君
監査委員 檜山直弘君

総務課長 岡本一美君

事務局職員出席者

事務局長 大谷利行
次長兼議事係長 菊池武

副参事兼総務係長 吉成賢一

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。
ただいま出席議員は26名であります。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第1号ないし報告第4号

議長（高木将君） 日程第1，報告第1号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号））、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号））、以上4件を一括議題といたします。

報告第1号から報告第4号まで、以上4件については、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号））、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号））、以上4件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号から報告第4号まで、以上4件については、原案承認することに決しました。

日程第2 議案質疑

議長（高木将君） 次、日程第2、議案質疑を行います。議案第1号から議案第41号まで、以上41件を一括議題として、通告順に発言を許します。

7番平山晶邦君の発言を許します。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第22号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について、議案第25号平成19年度常陸太田市下水道事業会計補正予算（第4号）について、議案30号平成20年度常陸太田市一般会計予算について、質疑をいたします。

まず、議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑をいたします。ページ138、ページ139、ページ140、ページ142、ページ143の中でお伺いをいたします。

まず、ページ138でございますが、これは、私はなかなか理解ができないんですけれども、この意味を教えていただきたいということで、138ページの入居者資格の第6条の3項でございます。「その者が独立の生計を営む者で、かつ現に居住し、又は同居しようとする親族がその者と生計を一にしている者であること」ということがございます。これが、私はちょっと意味がわからないのであります。

それと、139ページの同じく（7）、一番上でございますが、入居の資格の中で、「市営住宅の家賃を滞納していない者であること」ということは、入居をしようとする者が市営アパートの滞納をしていないということは、想像するに、1回市営アパートに入っていて、例えば滞納をしていますと。そして1回外に出ましたと。もう1回入居者に入居することを意味するのかなということであれば、例えば「入居する者が市営住宅の家賃を過去に」というふうな形で入ったほうが、何かわかりやすいのではないかなと思うわけでありまして。ここについて、ちょっとわかりにくいのでお尋ねをいたします。

あと、140ページでございますが、140ページの住宅入居の手続の第11条の（1）でございますが、「連帯保証人の連署する請書」、これはなかなか難しい字でございますが、私も広辞苑を引いて調べたんですが、「請書その他規則で定める書類を提出すること」とあるんですが、このところは、ちょっとこの理解なんですけれども、今までよりも、誓約書をとるということよりも、若干厳しくしたのかなというふうな事態は、私は理解をしておりますが、その中で、そういう理解でいいのか。誓約書と請書の違いでございますね。この辺をご説明いただければと思います。

そして、これは入居の手続であります。入居するときには、連帯保証人の請書を受け取ると。しかし、その後、その連帯保証人をチェックする、現在でも例えば3年に一度チェックするのか、5年に1回チェックするのかというチェック項目は必要ないのかどうかであります。例えば、市営住宅に20年入っておりますと。70歳の方が保証人になっていれば、もう90歳でありま

す。その間、1回も保証人をチェックしなければ、実在しない保証人を現実的には保証人としてやっているというような状況が、現在でも見受けられないのか。そして、そういうことが見受けられるのであれば、ここのところを、入居手続ばかりではなくして、この連帯保証人に対する今後のものはどのように考えているのかということをお聞きしたい。

あわせて、例えば現在入居している方の中で、連帯保証人としての適格を欠いている人、これは、市のほうでお調べになっているのかどうか。これは現在ですよ。そういうふうなことをお聞きしたいと思います。

それと、ページ142でございますが、この入居の承認で、収入超過者に関する認定ということの中で、第30条でございますが、「市長は、毎年度第16条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第4号の金額を超え、かつ当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているとき云々」とありますが、私がいまいちわからないのは、この第6条第1項第4号の金額でございます。この金額が、私は重い例規集をうちに持ち帰って見たんですけども、どこにこの金額が書いてあるのか。幾らがここで言う収入超過者というものに当たるのかというのが、私の頭では理解ができませんでしたので、この金額は何を意味するのかというのを教えてくださいたい。

そしてまた、これは参考でございますが、現在入居している方でどのぐらい、この金額を超えた入居者が現在いるのかどうか。これも参考にお聞きしたい。やはり現在があって次の条例につながるわけですから、現在の状況を分析できませんと、この条例の意味というものが我々議員には理解できませんので、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと、ページ143でございますが、住宅の「あっせん等」という言葉がございます。第35条でございますが、「市長は、収入超過者及び高額所得者に対して、当該収入超過者等から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行う」というふうにあります。これは私の普通の感覚で言わせてもらえば、市営アパートに入っている方が、もう収入は高いですよと、高いから私は住宅を出ますよという方に、市があっせんをする。これはどうもよくわかりません。普通の感覚で言えば、出る方は次のところを、自分である程度の自分の収入等を見込んで、そして探して、それで入居するというのが私の常識的な考えなんですけど、この「住宅をあっせんする」という項目は、今の時代にはふさわしくないのではないかと。逆に言うと、市の職員があっせんまで必要なのかと私は思います。

ですから、この項目は、昔の法律の延長の中に、この住宅あっせん等に関してのものがあるのではないかと私は思いますが、これは住宅等ですから、国・県が決めて、常陸太田市においてきて、そのままここに書いたのかもしれませんが、しかし現在では、この常陸太田市の条例を決する場合は、あっせんまでしている余裕がこの常陸太田市にあるのかどうかというふうな考えを持ちます。収入が低いわけではないんですから。もう市営アパートを出ても十分だという感覚がある方ですから。

逆に、今度は性悪説にとつていけば、この144ページの、今回のものは暴力団に関する入居を厳しくするというふうなことでございました。もうさせないということでありました。しかし、

この144ページに、住宅の明け渡し請求という項目がございます。その中で、(6)の「その者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、市営アパートの明け渡しを請求することができる」と書いてございます。しかし、これを性悪説にとって言えば、市が新たな住宅をあっせんしてくれない限りはおれはここを出ないよという人が出てくる可能性も、私はあるような気がするんですよ。例えば、暴力団とわかった。「出てくれ」。「ここに書いてあるじゃないか。住宅のあっせんを市はするんじゃないか。きちっとした住宅をあっせんしてくれよ。おれが入りやすい住宅をあっせんしてくれよ。じゃなかったらおれは出ないよ」というような項目に、例えばこの住宅のあっせん等の、これは性悪説に立った場合ですよ、そういうことも出てくるのではないかと。

ですから、この住宅のあっせん等は、今回の場合、排除していいのではないかとというのが私の意見でございます。この辺に対するご所見を承りたいと思います。

次に、議案第22号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第7号)について質疑をいたします。

今回の補正予算の中で、歳入歳出それぞれ11億3,087万7,000円を減額する補正予算が組まれました。合計いたしますと、予算の歳入歳出がそれぞれ225億9,044万9,000円あります。平成20年度予算よりも低い予算が今回、歳入歳出で提示されているわけでありまして。そして、この11億という予算でありますから、そうしますと、総額の5%を占めるわけでありまして。これは、私の常識から言いますと、私の常識ばかりではございません。現在の他の市町村から比べましても、5%の補正予算が出てくるといえるものは、金額的には多いと言わざるを得ません。私の想像するところによりますと、大体2から3ぐらいが、ほかの市の最後の締めになってくる額でございます。5%というのは、11億というものは、非常に多いという認識を私は持っております。

そこでお伺いしたいわけでありまして、これは、特に大きな額について説明をいただきたいと思っております。特に、国庫支出金の返納をしているわけでありましてね。こういうふうなことは、市だけの問題ではなくて、県、国まで及ぼす影響だと私は思っております。

その中で13ページでございますが、国庫支出金の中で、民生費の国庫負担金として8,346万6,000円減額しているわけでありまして、これと付随する歳出のほうもあるわけでありまして、その内容、特に大きい額でありますので、お聞きしたわけでありまして。

それと、ここの国庫支出金の中での衛生費の国庫補助金2億1,000万円でございます。これも非常に大きな額でございますので、これに関しても、これに付随する歳出のほうがあるわけありますから、お聞きしたい。

それと、ページ25、歳出のほうで、これに付随するものはそうだと思うんですが、扶助費、ページ25の児童措置費の中で扶助費等4,661万4,000円、これは見込み数を非常に多く見積もったということではあります、やはりこれらの内容。

それと、ページ26でございますが、環境衛生費の7,099万5,000円がございまして。この減額がどのようになっているのか。

それと、27ページでございますが、里美のクリーンセンター整備費、これが大きな要素だと

思うんですが、この6億4,375万9,000円の減額、これは非常に大きいです。大きいといいますのは、私は19年度の予算を見ますと、19年度の予算の中で事業をやるということ。事業を全くやらなかったというのは、県・国対してどのような説明がなされたのかというのを、私は危惧いたします。

そういうことで、大きな金額だけで結構でございますから、その内容等に関してご説明をいただきたいと思います。

それと、議案第25号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

下水道の特別会計でございますが、歳入歳出それぞれ1億163万7,000円を減額しております。そうしますと、歳入歳出予算18億5,181万6,000円とありますが、これもやはり総額のうちの5.5%強の減額をしているわけであります。そういう中で、この1億163万7,000円の額は、どのような形の中でそのような減額が行われたのか。やはりこれに関しても非常に大きな額なんですね。18億ぐらいの予算の中で、1億もの事業をやらなかったと。これは大きな問題であります。事業をやらなかったんですからね。これに関しては、その内容についてお聞きしたいと思っております。

4点目として、議案第30号平成20年度常陸太田市一般会計予算についてお伺いをいたします。

私も予算特別委員会の中に選ばれたというお話を聞いておりますので、予算特別委員会の中で細部にわたってはお聞きしたいと思っておりますが、基本的な部分についてお聞きしたいと思います。

1点目は、経常的経費と投資的経費、常陸太田市では政策的経費という呼び名をやっているそうなんですが、これはどのようになっておるのかと。再三再四にわたって言われているのは、経常的経費が重ければ、人件費や物件費だとか、そういうふうなものが重ければ硬直した予算、市民に投資できない経費でありますから、非常に硬直化した予算と言われておりますので、この平成20年度の中では経常的経費と市民に投資できる経費として政策的経費というのが、どのぐらいの割合になっているのかをお伺いいたします。

2点目として、これは参考でございますが、茨城県内の他の市では、経常的経費の総予算に占める割合はどのぐらいになっているのか。これは参考で結構でございます。やはり、今回20年度予算を決めるのには、他の市の状況を私たち議員が理解しませんと予算に入れないということであれば、やはり経常的経費、人件費や物件費やというのが予算全体に占めるのは、今、常陸太田市はどのぐらいなの、そして茨城県内ではどのぐらいの位置になるのかということ、参考で結構でございますから、お伺いしたいと思っております。

3点目として、基準財政収入額と基準財政需要額はどのようになっているのかということでございます。通常、基準財政収入額と基準財政需要額との差が地方交付税、地方交付金なんかで入ってくるということでございますので、その連動、20年度予算の中ではどのような連動があったのかをお伺いいたします。

4点目として、財政力指数でございます。よく新聞に出てまいります財政力指数。新聞等で、常陸太田市の財政力指数はどのくらいだというふうな他の市との比較が、きっと20年度予算が決議されますと、どんどん出てくると思います。これを参考で結構でございますから、県内の市の財政力指数等について、わかる範囲で結構でございますから、これもお伺いしたいと思います。

5点目として、起債の制限比率はどのような状況なのかをお伺いいたします。

6点目として、よく言われる財政調整基金、通常財調と言われる、基金と言われるものは、市の中での預金、貯金だと思えます。今回の20年度予算では、財調から5億円を繰り入れしております。そうしますと、市民としては、貯金を5億円、去年は9億円、その前は6億円、おろしていくと、借金もそれ以上に返していると思えますからあれだと思んですが、一番市民が思うのは、貯金をそんなに取り崩して大丈夫なのかなという感覚を持ちますので、これも、5億円、今回財調から取り崩して繰り入れますが、財政調整基金の現状。

そしてまた、今、常陸太田市が持っている財調ばかりではない基金、貯金ですね、その状況についてご説明していただければ、市民も非常に健全な財政なんだなというふうな形になると思えます。

以上で、第1回の質疑を終わりにいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお答え申し上げます。

初めに、138ページ、第6条1項3号の「独立の生計を営む者」とはについてでございますけれども、これまで事例といたしまして、虚偽の申告、例えば偽装結婚でありますとか、そういうものがございましたのを防ぐための規定ということでございます。

それから、139ページの同じく7号、「家賃を滞納していない者」につきましては、お尋ねのとおり、現在、市営住宅には入居していないものの、過去の入居時に滞納がなかったという方について認めるという規定でございます。

それから、140ページ、第11条の規定は、連帯保証人が収入条件等適格性を欠いた場合、入居者が連帯保証人を改める必要があり、その手続がなされないときに、4号で入居を取り消すという規定でございます。それで、その中で、請書とはということでございますけれども、厳しくということではなくて、入居者との契約という観点から、その行為に対応するため請書という表現に変えたものでございます。

それから、同じく連帯保証人の欠格状況についてのお尋ねですけれども、現在のところ調べてはおりませんので、今後につきましては、事務手続といたしまして照会するとか、そういう形の対応をしていくということになるかと思えます。

それから、142ページの第30条、収入超過者等に関する認定の中で、高額所得者についてでございますけれども、これは、世帯の平均月収が39万7,000円以上。これは、総収入から必要経費、基礎控除、あるいは配偶者控除を差し引いたものを12カ月で割り返したものでござ

いまして、39万7,000円以上については高額所得者ということになります。これは政令のほうに記載になりますので、今回の条例の中にはうたっておりませんで、申しわけありません。

それから、143ページの第35条、住宅のあっせん等の表現がふさわしくないということでございますけれども、これは、申し出があった場合の規定ということと、それから早く退室していただくという趣旨で記載してございます旨、ご理解を賜ればと思います。

次に、議案第25号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)、特環下水道事業費の減額の理由についてでございます。

委託費、あるいは工事請負費の減額の理由でございますけれども、大きく2点ございまして、まず第1点は、大平地区の特環事業の施行に当たりまして、国道239号及び稲沢川の占用協議を県と実施する中で、汚水管の位置を車道部分から歩道へ、さらに、工法につきましても推進工法から開削工法へと、コストの大幅な縮減を図ったものが1点でございます。

2点目が、これも同じく松平地区の施行に際しまして、県との共同施行となっているわけですが、舗装復旧協議の中で、本来市が実施すべき復旧工事を県のほうにおいて実施していただけたということになり、これも大幅なコスト縮減が図られたものでございます。

この点につきましては、本来、予算編成前に詳細をよく詰めておけば、もう少し高い精度で設計ができたものと考えておりますことから、今後の予算編成に対しましては十分対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

失礼しました。大平地区の施行に際して、国道293号及び稲沢川の占用協議ということでございます。

以上でございます。

議長(高木将君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 高橋正美君登壇)

福祉事務所長(高橋正美君) 民生費の児童措置費関係の補正減についてお答えいたします。

児童扶養手当につきましては、当初予算の編成に当たり、編成時期の受給児童数及び過去の受給資格認定者の増加平均値25人を加えまして、積算いたしました。今回の補正減につきましては、再婚や所得制限などにより支給要件から外れ、資格喪失、転入転出等の移動によるものでございます。現在、受給対象者は270人で、うち再婚等による資格喪失が19名、転出が7名おります。この方たちの額が減ったということで、生じたものでございます。

続きまして、児童手当でございますが、平成19年度におきまして、0歳児から3歳未満児は一律1万円支給するという法の一部改正が行われました。予算編成時にあっては、改正内容が決定されておらず、概算での編成を行いました。その後、平成19年6月支給分のうち2月、3月分については、従来例によると決定されたことのほか、所得制限により支給要件から外れた者や、申請漏れの者の増加の見込み数が下回るなどにより、支給対象者の減によるものであります。

補正につきましては、国・県に対し、精算交付申請が1月ということもありまして、これに合わせた形での補正となりましたが、もっと早い段階での見直しを行うべきであると反省をしてお

ります。今後は、十分予算執行管理を行い、適切な時期に補正を行ってまいります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第22号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）についてのご質疑にお答え申し上げます。

今回、提案させていただきました補正予算は、議員ご発言のとおり、11億3,087万7,000円の減額となっております。3月定例会における補正予算額は、平成17年度においては4億5,624万円の減額、18年度は5億2,27万8,000円の減額でありましたので、平成19年度については、これらに対して6億円以上の大きな減額となっております。

減額の要因としまして、里美クリーンセンター整備費6億4,375万9,000円の補正減額を行いました。里美クリーンセンター整備につきましては、当初予算においては、し尿処理施設の建設に実績のある業者から見積書を徴しまして、約12億8,000万円の事業費を計上したところでございますけれども、入札によりましてほぼ半額となり、平成20年度の予算で賄えることから、19年度計上分については全額を補正減額させていただいたものでございます。

また、工事に伴う経費は、工事請負費、用地費、補償費、県営事業工事負担金、工事に伴う委託料でございますが、合計約8億8,000万円の補正減額を行ってございます。契約差金や工法の見直し等のほか、街なみ環境整備事業や南中線整備事業など、事業の実施を見合わせたものがございます。また、先ほど扶助費関係については担当部、また繰出金等についても担当部長のほうからご答弁があったとおりでございます。これらに伴いまして、歳入としまして、関連します国庫補助金の減額をあわせて今回ご提案させていただくものでございます。

今回の補正額につきましては、工事費の確定、事業費の確定などによるものでございますけれども、当初予算計上額と、ご指摘のとおり大きな差が生じてしまいました。次年度以降の予算編成につきましては、当初予算時における事業内容の精査検証に努めるとともに、今回の補正減額の原因や合併後3年間の決算実績が出てまいりますので、これらの決算実績を十分に考慮した上で、予算編成に生かしてまいりたいと考えております。

次に、議案第30号平成20年度常陸太田市一般会計予算についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の、経常的経費と政策的経費についてでございます。平成20年度当初予算における経常的経費は154億9,900万円となりまして、その予算に占める割合は66.9%でございます。

次に、当初予算の政策的経費でございますけれども、76億6,000万円で、構成比は33.1%。このうち投資的経費につきましては29億100万円、構成比は12.4%となっております。

2点目の、茨城県内の他の市では経常収支比率はどのようになっているのかとのご質問でございます。他市の予算における経常的経費は、作成しているのかどうかも含めて公表されておりませんので、その割合は不明でございます。参考としまして、経常収支比率、経常的経費に占める経常的一般財源の比率でございますけれども、平成18年度決算における当市の比率は93.9%となっております。なお、県内市町村平均は90.6%でございます。当市は、44市町村の

中で高いほうから11番目となっております。

3点目の、基準財政収入額と基準財政需要額についてでございます。また、地方交付税との連動についてもあわせてご答弁申し上げます。

普通交付税の予算につきましては、1月下旬に総務省より公表されました全国ベースの増減率をもとに作成しております。まず、基準財政需要額については、地域総合整備事業債元利償還金、し尿処理事業債元利償還金が減額となりますものの、地域間税収偏在の是正策として地方財政計画に計上された地方再生対策費2億9,300万円を見込みまして、136億1,500万円を見積もりいたしました。基準財政収入額については、法人税割や固定資産税家屋の増減額を見込み、55億3,900万円と試算してございます。基準財政需要額と基準財政収入額の差額でございます80億7,600万円が交付基準となるわけでございますけれども、国の予算額と算出額の差である調整額としまして、2,600万円程度が今後減額されると見込まれておりますので、交付額は80億5,000万円と推計しております。

なお、現在、補正係数等が明らかにされておりませんので、それらの誤差の調整や、災害復旧事業や補助事業の追加及び勤奨退職者の増等に伴う補正財源として、1億4,000万円を留保しまして、79億1,000万円を予算計上させていただいたものでございます。

4点目の、財政力指数についてでございます。県内の他の市の財政力指数もあわせてご答弁申し上げます。

財政力指数とは、基準財政収入額に対する基準財政需要額の比率でございます。直近の3年平均としたものでございます。平成20年度の当市の財政力指数につきましては、0.46と見込んでおります。なお、平成18年度の県内市の状況につきましては、44市町村を単純平均で申し上げますと0.74でございます。最高は東海村の1.90、当市は0.42ということで、41位となっております。

次に、実質公債費比率でございます。平成20年度の起債制限比率でございますけれども、これは、一般会計のみの比率ということでご理解をいただきたいと存じます。11.5%と推定しております。なお、現在、地方債を制限します基準としましては実質公債費比率が用いられておまして、18%以上の団体は引き続き県知事の許可を必要とし、25%以上の団体については一般事業債を発行することができなくなります。また、35%以上の団体についてはほとんどの起債を発行することができなくなります。当市の平成20年度実質公債費比率でございますが、15.1%程度と推定しております。

なお、当市の償還ピークは平成19年度でございます。実質公債費比率は3年平均でございますので、平成21年度からは比率は下がっていくものと推定してございます。

最後に、6点目の財政調整基金の現状と基金のトータルについてでございます。

平成19年度末の財政調整基金の現在高見込みは23億8,000万円でございます。平成20年度当初予算においては、議員ご発言のとおり5億円を取り崩し、反面、利子としまして700万円を積み立てる予定でありますので、20年度末の基金残高見込みは18億9,000万円と見込んでおります。

また、一般会計積立基金トータルで申し上げますと、平成19年度末現在高見込みは73億9,000万円、平成20年度末の基金残高見込みは、まちづくり振興基金6億2,000万円を新たに積み立てるため、合計しまして71億2,000万円と見込んでおります。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 申しわけございません。答弁漏れがございましたので、お答え申し上げます。

142ページの30条、収入超過者に関する認定関係でございます。お尋ねの収入の規定にしましては、公営住宅法の施行令第6条第5項第3号に規定がございます。内容につきましては、収入超過者につきましては20万円以上の所得を有する者でございます。立ち退きに関する努力規定、努力義務がございます。強制的な退去はできません。また、高額所得者につきましては、先ほど申しました39万円7,000円以上の所得を有する者で、立ち退きの義務がございます。それぞれの現在の戸数ですけれども、収入超過者につきましては全体で73戸、そのうち高額書所得者でございます者が5戸でございます。

議長（高木将君） 7番平山晶邦君。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 2回目の質疑をいたします。非常にご丁寧な説明でよく理解をいたしました。

1点だけお聞きしたいのは、先ほどの里美クリーンセンターの件でございます。19年度の予算書が19億何がしかと記憶しておるんですが、全く事業をしなかったんですね。それで、今の総務部長のご答弁ですと、12億かかるわけだった。しかし、それが半分で済んじゃったから、19年度の予算は全く手つかずでよかったというご説明だったということでしょうけれども、そうしますと、当初見込みの金額はコンサルが立てたんでしょうね。コンサルが立てたんですね。コンサルが立てたその見込額との乖離というのは、ちょっと想像できないほど大きいような気がするんですけれども、そのところをもう一度わかりやすいようにちょっとご説明いただいで、私の質疑を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 2回目のご質問をいただきました件についてお答えをいたします。

里美クリーンセンターにつきましては、当初約12億8,000万円予算計上してありましたが、この当初計画は、実施設計、設備・制動、土木建築工事及び設置工事、試運転となる2カ年事業として、平成19年度の出来高50%を目標にしていりました。年内出来高がほとんど見込めない状況から、平成19年度の予算全額が不用になったものであります。本来の財政措置といたしましては、繰り越し手続を行うものであります。国・県との協議におきまして、特定財源である循環型社会形成交付金制度の改正直後であることと、当初の財源予定の交付金は、平成18

年度の環境省繰り越し分であったことから、さらに平成20年度の繰り越しができないため、国・県と協議をいたしまして、承諾を得て、打ち合わせをいたしまして、今回のとしたわけでありませぬ。

特に平成20年度の交付金といたしまして、13ページに記載されておりますが、2億1,000万円が確保されておりましたが、特定財源であるこの交付金並びに合併特例債にも影響することから、予算執行が可能なことから、平成20年度の当初歳入予算に必要な額を計上いたしまして、平成19年度の歳入歳出の予算全額を補正減するものであります。

また、当初予算の見積もり、コンサルによって見積もられた額が半額になったということはどういうことなのかということだと思いますけれども、これにつきましては、先ほど総務部長の答弁にありましたように、今まで実績のある会社に当初は見積もりを出していただきまして、予算を組みました。そして、入札前に実績のある4社に基本設計及び見積もりを出させましたが、やはり同じ金額が提出されまして、約13億であった。その金額につきましては、平成19年2月にコンサルタントに依頼をいたしまして、当時、国内各地で行われておりました同種の工場の調査をさせまして、その結果と比較しまして、妥当な額であったと認識しております。

そして、結果的には半額になったということは、やはり入札によりまして費用が、特にとった会社が、ご案内のように全国的にも実績のあるプラントメーカーであります。過去に常陸太田市のクリーンセンター、また里美クリーンセンターの工事の実績もあり、技術的にも非常に評価の高い会社であります。その会社が大変企業努力してとった結果、半額になったと思います。

済みません、ちょっと途中の経過が抜けておりまして、当初の設計が総合の評価方式で進めておりましたけれども、その後、内部で検討をいたしまして、条件つき一般競争入札方式の決定をいたしまして、その中で入札の中を見直しました結果、価格が当初予定しておりました12億より安くなったわけでありませぬ。その価格でもって今回入札をいたしまして、落札した価格が6億何がしとなったわけでありませぬ。

当初は、すべてを直すという形でもって設計をしたわけでありませぬが、当初の金額では高いものですから、現在、里美クリーンセンターで使えるものにつきましては、既存のものを利用してやっていくということで設計を見直しましたので、金額的に安くなったわけでありませぬ。

議長（高木将君） 7番平山晶邦君。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 3回目の質疑をいたします。これで最後なんです。聞きたいのは1点だけなんです。そうしますと、よくコンサルで設計しますが、コンサルの、例えば12億のコンサル料の5%とか8%とかというのと、6億円のコンサル料の5%、8%では、相当この金額が違って来るんですね。それは非常に結構なことだと思います。既存で使えるものを使って、非常に低価に抑えたというものは非常によくわかりました。ご努力もよくわかりました。

僕が聞きたいのは、コンサルに対する指導というものは、今考えると、非常に甘かったのではないかなと思います。ですから、これは、今のクリーンセンターばかりではございませぬ。水道事業、そして下水道事業、さまざまな常陸太田市の公共のものに対するコンサルの使い方、これ

に関しては、もっと厳しく当たっていただきたいとお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

議長（高木将君） 次、22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原正一でございます。発言通告順に質疑をいたします。

私は、本会議に提案されました議案の中から、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第13号の6つの議案についてを簡単に質疑いたしますので、簡潔にお願いしたいと思っております。

初めに、議案第3号でございます。ページ65から67に記載してありますが、常陸太田市移動通信鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正についてであります。

この案件の提案理由につきましては理解をいたします。67ページでございます条例の新旧対照表にあります、初めに第3条でございますが、分担金の額（1）でございます。施設の建設にかかわる分担金率に、施設の使用にかかわる分担金率の数字がそれぞれに明記されておりまして、改正案にはその率数字が削減されております。そこで、「施設の建設に要した費用から当該建設に対し国・県から交付される補助金の額を除いた額を超えない範囲で、市長が別に定める」とございます。非常にわかりにくくなっているなということに疑問を持ちまして、2つを質疑いたします。

1つ、市長が別に定めるといっても、負担率は実質的にどのようになるのか。

2つ、改正案の各条項で、県・国から交付される補助金とあるが、現行にも補助金についてはものと考えますが、質疑をいたします。

次に、第4条でございます。分担金の徴収方法については、新旧対比したときにどのようなことが意味を持っているのか質疑をいたします。

次に、議案第5号でございます。常陸太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。提案理由を見ますと、ページ92、93、94、95、96の新旧対照表を見ると、足元に冷風を浴びるごとく大胆スリムになっており、私が昨年の議会で一般質問したことも起因しているのかなということを考えますと、感謝をしております。以上のことを感謝申し上げ、質疑をしていきます。

1つでございます。平成20年度当初からの改正に踏み込んだ、また踏み込めた理由はどのようなことがあったのか。

2つ、これまでに設置されている理由はそれぞれにあったはずでありまして、設置の理由はどのようなものであったかということですね。設置したときの理由でございます。

3つ目、大胆改正による対効果はどのような内容になっているのか。新規予算に反映されたのか。

4つ、ほかにはなかったのか。

以上の4点をここで質疑いたします。

次に、議案第6号でございます。ページ97から99に記載されてございます常陸太田市地域福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。ここで、提案理由から

もわかりますが、設置の目的、第1条の改正案は、社会福祉の推進を図るためと、拡大利用としておりますが、それらの内容を説明願いたい。

次に、議案第7号でございます。ページ100から104に記載されております常陸太田市金砂郷地区固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市水府地区及び里美地区固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

これにつきましても、提案理由については、課税免除の適用を受ける固定資産税の範囲を明確にするためであります。新旧対照からは、活字をカットしたり追加したりされた改正であります。内容についてわかりやすく具体的に説明をいただきたい。

2つ目でございます。今回の改正は、固定資産税の面から見て、増減的に影響あるのか。その2点を伺います。

次に、議案第12号でございます。ページ131から133に記載されております常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由につきますと、「梅津会館前駐車場の普通駐車場の廃止に伴い」とございますが、確認の意味から質疑させていただきますが、この廃止の理由について伺います。

次に、議案第13号でございます。ページ134から145に記載されております常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本件につきましては、前段で同僚議員から細かな質問がございまして、理解はしておりますが、私なりの内容につきまして、簡単にご答弁をいただければとお願いしておきたいと思っております。

ここで、通常、要件の整備を図るということにつきますると、この場合、特に市民を重点に考えますと、入居しやすくすることが前提にあると考えるわけでございます。今回の改正はどのようになっているのか、新旧対照の中で具体的にご説明をいただきたい。

以上の点を、まず第1回でもって質疑いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 議案第3号移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正についてのご質問にお答えをいたします。

まず、市長が定めるということでございますが、今回の改正につきましては、移動通信用鉄塔を整備する場合の通信事業者の負担割合でございますが、国庫補助事業の場合と単独事業の場合では違います。また、単独事業の場合でも、通信事業者が、会社の方針により違う場合がありますので、市長が別に定めることとするものでございます。特に単独事業の場合、国が定める通信事業者の標準負担割合が、国庫補助事業の場合には事業者が負担するのは6分の1でございます。単独事業の場合は8分の1となっております。

今年度整備しております鉄塔の利用予定事業者でありますKDDIでございますが、KDDIの方針によりまして、事業費の3分の2を負担していただくことになっております。この通信事業者の負担割合は、国の定める標準負担割合を基本とはしますが、KDDIのように通信事業者の方針により負担割合が違う場合がございますので、柔軟に対応できるように改正をするもので

ございます。

なお、通信事業者の負担割合につきましては、先ほど申しました国の定める標準負担割合を基本として定めますので、市長の裁量によって定めるものではないことと考えております。

次に、補助金であります。国庫補助の場合には、国の補助が2分の1でございます。また、県が5分の1の補助になります。地方単独事業の場合であります。現在の県の補助金は5分の1となっております。

次に、第4条関係の分担金の徴収方法についての改正でございますが、現在、分担金の徴収時期につきましては、建設に係る分担金と施設の使用に係る分担金ということで、それぞれ、建設した際に、それから供用開始をした際にということで別になっております。しかし、無線の免許の許認可の関係で、供用開始が次年度におくれた場合には、使用に係る分担金も次年度の収入となってしまいます。この使用に係る分担金につきましては、当該年度の建設費の特定財源でありますことから、建設年度と同年度の収入とする必要がありますので、今回、建設年度に徴収するように改正するものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） まず、90ページでございます。議案第5号常陸太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてお答えを申し上げます。

この特殊勤務手当につきましては、行政改革実施計画において、職員給与の適正化の1つとして見直しを行うこととし、制度の趣旨に合致しないものは早急に見直し、減額や廃止の措置を講ずることとしてまいりました。このため今年度、職員給与等適正化検討委員会を開催し、各手当ごとに業務内容の特殊性を精査・検証するとともに、県内各市の特殊勤務手当の支給状況の調査を行いまして、各職場においても検討委員会の委員を中心に協議を重ねてまいりました。その結果、業務の内容が本務であり、特殊性が認められないと判断される13種類の特殊勤務手当について、廃止することとしたものでございます。これが、ただいままでの経過、理由でございます。

また、本条例以外の特殊勤務手当ということでございますけれども、本条例以外で規定されております企業職員の特殊勤務手当6種類についてもあわせて廃止をし、合わせて合計19種類の特殊勤務手当を廃止することとしたところでございます。

2点目、設置の理由でございますけれども、この特殊勤務手当につきましては、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務と、著しく特殊な勤務であることということが趣旨となっております。この趣旨に基づきまして、今日までこの特殊勤務手当が支給されてきたということでございます。

今回の廃止に伴いまして、削減効果でございますけれども、平成19年度当初予算ベースで、延べ約230人分の特殊勤務手当約690万円となります。また、先ほどお答え申し上げましたように、企業職員の特殊勤務手当についても6種類廃止してございます。これにつきましては、延べ約60人分、380万円が削減となりまして、全体といたしましては延べ290人分の特殊

勤務手当1,070万円が削減されることとなります。

次に、100ページでございます。議案第7号常陸太田市金砂郷地区固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市水府地区及び里美地区固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、お答えを申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、現行条例の課税免除の適用を受ける固定資産税の範囲について、金砂郷地区におきましては、製造の事業、ソフトウェア業もしくは旅館業、水府・里美地区においては、製造の事業、旅館業、ただしこの場合下宿営業を除くと、それぞれ相違しておりました。このため、改正条例第1条及び第2条の規定によりまして、製造の事業、ソフトウェア業もしくは旅館業、ただし下宿営業を除くということのように適用範囲を統一しまして、明確にするものでございます。

なお、課税免除をしました減収分については、過疎地域自立促進特別措置法の規定によりまして、減収補てん制度として、減収額の75%が当該年度の普通交付税の基準収入額において措置されることとなっております。

次に、平成19年度の課税免除の状況でございますが、こうした条例の規定によりまして、金砂郷地区においては、宮の郷並びにハイテクパーク工業団地内で製造業3事業所、里美地区においては旅館業1事業所の計4事業所が適用を受けておりまして、免除額の合計額は936万4,000円となっております。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたように、このうちの75%が減収補てん制度として交付税のほうに算入されるということになっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、131ページの議案第12号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

廃止の理由でございますけれども、梅津会館前駐車場の普通駐車を廃止する理由としましては、普通駐車収入が19年度見込みで80万円でございます。この80万円に対しまして、現在、シルバー人材センターへの管理を委託しております。この管理委託費が200万8,000円となっておりますことから、費用対効果を考えて、廃止をするということにしたものでございます。

また、梅津会館、郷土資料館などを利用する方々にとっても、無料となりますことにより、サービスの向上が図られると考え、普通駐車を廃止するものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 97ページの議案第6号についてお答えいたします。

改正の趣旨は、基金設置の目的を、従来より広い範囲での社会福祉の推進を図るために改正するものであります。ご承知のように、現在、社会福祉におけるサービスは広い範囲に及んでおり、今後も新たな事業もふえることが考えられます。このような状況を踏まえ、基金の運用収益を、従来の目的のほかにも、障害者福祉サービス自己負担への助成や通院通所交通費助成などの障害者福祉、あるいは放課後児童クラブ事業などの児童福祉の分野に、さらには、20年度新規に予

定しております難病患者福祉手当などにも充てられるようにするものです。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお答え申し上げます。

134ページでございます。市民から見てどのような改正が行われたのかについてでございます。市におきましては、現在、ストップ少子化戦略を進めているところでございます。そこで、第11条の2に、市営住宅におきましても、子育て支援の一環といたしまして、母子世帯に加え、父子世帯や多子世帯、子供の多い家庭を対象とするなど、低廉な家賃の住宅を求めている市民の皆様に対応するため、入居機会を拡大することといたしました。

また、43条に、安心安全な暮らしの観点から、市営住宅に暴力団員が入居することがないように、入居資格に排除の規定を設けますとともに、入居している場合には明け渡し請求ができることにしたところでございます。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 2回目の質疑に入ります。ただいまご答弁をいただきまして、ありがとうございます。答弁の中で私なりに考えていることを、再度質疑したいと思います。

まず、議案第3号でございます。これにつきまして、まずは1つでございますが、新旧対照表を比較したときに、何か差異は出てくるんだろうなというふうに理解をしているわけですが、数字的に提示していただきまして、その説明をしていただきたいと考えますが、これはわかる範囲で結構でございますので、お願いしたい。

2つ目でございますが、施設の使用にかかわる分担金まで、今回の場合には市長が別に定めるというふうになっているようでございますが、改めて市長が別途定めるという理由につきまして、市長自身がどの辺に見ているのかなということ、額面をどの辺に見ているのか、それをご説明いただきたい。

それから、3つ目でございますが、本項の「分担金等は市長が別途定める」とありますが、通常、今までの例規集等を見ますと、そういう分担金の基準等について記載されてあるのを見受けるわけですが、ちなみにこの件に関しましてはそういうものができていないのかどうか、その点をまずお伺いしたい。

それから、本事業の提案理由にありますように、この件は単独事業であります。今回の変更、改正する理由なんですが、これにつきまして何か問題があったのか。現状の中で何か問題があって、これは改善しなきゃならないということがあり、改善に入っていったのか、その点を伺いたいと思います。

次に、議案第5号でございます。これにつきまして、いろいろ説明いただきまして、相当な額面が削減されたということになりますと、非常にありがたいなと。できるなら、もう少し早

目にこういうものはやっていただきたかったなというようなことが思われるわけでございますが、ここで3つお伺いしたいんですが、まず、長期間の分厚いふたをあけたことは、大変な勇気があったと考える。まず、これをあけるまでの準備体制でございますが、その辺の経過についてご説明いただきたい。簡単に結構でございます。

それから、これまでに、こういう賃金の改正につきますと、必ず労使関係が絡むわけございまして、まずは当市の職員の了解を得ることも始まっていたと思いますが、交渉の段階で、その辺の問題はなかったのか。当市職員組合関係ですか。

さらには、3つ目でございますが、当市の組合の中の上位機関といたしまして、自治労関係の組合があるわけでございますが、その辺のところはどうなっているのか、この3つを伺います。

次に、第6号でございますが、これにつきましては、そのとおりかなということで理解いたしますが、1点、ここで確認をしておきたいと思います。この設置の目的を、現行の「高齢者保健福祉の推進及び民間福祉活動に対する助成等に資するため」とした理由ですけれども、これは現行を設置したときの目的と何が相違しているのか、その辺を確認しておきたいと思いますので、これを質疑したいと思います。

次に、第7号でございますが、これにつきまして説明をいただきますと、これにつきましても、いろいろ、受ける側としましてはいい方向になっているのかなとは理解いたしますが、先ほどお話がありましたように、4事業所が受けたということでございます。それで、ここで1点お伺いしておきたいんですが、「課税免除の適用を受ける固定資産税の範囲を明確にするため」と限定しておりますが、改正実情の中には、第1条の目的の内容にも介入しておりますね。これは、どのようなことなのか。議案説明の中で、訂正または追加の話題は出ていたものと考えておるわけでございますが、その点を確認しておきたいと思っております。

次に、12号でございます。ここにつきまして、費用対効果というふうなことでやめるんだと。そして、次なるところにつきますと、無料でやる。これは市民サービスにつながるというような説明を受けたわけでございますが、80万に対して200万、これは本当に遅過ぎだという声も出ておりましたが、私もそのとおりに思いますが、ここで1点お伺いしておきますが、普通駐車場と明言しておりますが、梅津会館前駐車場には月極めとして利用している方もいると認識しておるわけでございますが、これらの方のことを考えますと、普通ですからそれは残されていくのかと思いますが、月極め利用者に対してどのように考えているのか。月極め利用者は何名くらいありまして、その辺がどのくらい収入になるのか。先ほどの80万の中に入っているのかどうか、その辺を確認したいと思っておりますので、お伺いいたします。

次に、投資効果というものが前段で出てきたわけでございますが、もっと早目の思考策というものを、当市の場合非常に、金銭的な面で税収が入らないということで、皆さんも頭を悩めていたわけでございますから、当然、この辺のところを一番先に目をつけなきゃならない。それが今になって出てきたというようなことは、中にはいろいろ理由はあるんでしょうが、思考策をもっと考えていただいた運営はできなかつたのかなというようなことを疑問に持つと同時に、ほかにも駐車場についてはあると思っております。今後の活用としてはどのようにしていくのか。駅前とか、

いろんなところに駐車場を持っておりますが、その辺はどうなっているのか、その辺をどういうふうに関後考えていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

最後でございますが、13号につきましてご説明いただきまして、これはわからなくはないのですが、ここで、ページ138の条文のほうに、4条の入居者の公募の方法についてありまして、それは、先ほど同僚議員が質問をいたしました。そのところを見ますと、「その者が独立の生計を営む者で」というふうなこと、「かつ現に居住し、又は同居しようとする親族がその者と生計を一にしている者であること」を追加しておるわけでございますが、これらは、現行から見て、入居者から見れば、どのような利便性があるのか、利便性があるのかないのか、その点を確認したいと思います。

それから、もう1点そこで、入居者応募の現在の実情でございますが、各種市営住宅がございまして、その都度応募者の率はどのようになっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上で2回目の質疑を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 議案第3号の再度のご質問にお答えを申し上げます。

分担金の額は幾らかということでございますが、分担金につきましては、事業費の標準負担割合がございまして、事業費によって額が変わってまいります。先ほども申し上げましたように、国が、国庫補助事業の場合には標準負担割合を6分の1、単独事業の場合には8分の1と定めておりますので、この国の定める基準に従いまして、分担金をいただくこととなります。この分担金の基準を定める件につきましては、規則でそれらを定めてまいりたいというように考えております。

また、今回の提案理由の中で、現条例に問題があったのかというご質問でございますが、現条例につきましては、国庫補助事業の場合の負担割合が定められております。特に、今回の単独事業として実施しておりますけれども、通信事業者から、先ほども申し上げましたように3分の2の負担をいただけることになっておりますので、現在の条例のままでは3分の2のご負担をいただくことができませんので、今回、改正をお願いしているものでございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 再度のご質疑にお答えを申し上げます。

まず、議案第5号常陸太田市職員の特務手当に関する条例の一部改正についてでございます。制度見直しまでの準備体制とのご質疑でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたように、この準備体制としましては、今年度、職員給与等適正化検討委員会を開催しまして、これは、各課から委員さんを提出していただいております。失礼しました。各部の代表の各課からの課長さんという意味で、ご理解をいただきたいと思っておりますけれども、その検討委員会を開催しまして、手当ごとに業務内容の特殊性を精査検証するとともに、県内の状況等も調査を行いまして、職場においてもこの検討委員さんを中心に協議を重ねてまいったというものが、準備体制、

それから今日までの経過ということでございます。

こうしたことから、2点目の労使間の課題は上部団体からすれば自治労ということになるのかなということでお答え申し上げますと、こうしたことから、これらの案を当然、職員組合のほうに提示をいたしました。そして、協議を行いまして、一定の理解を得たところでございます。

次に、議案第7号の、課税免除に関する条例の一部改正でございます。この改正の考え方でございますけれども、これも、先ほどご答弁申し上げましたように、製造の事業、ソフトウェア業もしくは旅館業（下宿営業を除く）ということで、3地区を統一したわけでございます。この統一をすることによって明確にするというようなことで、今回の条例改正をご提案申し上げているところでございます。なお、従来、ソフトウェア業が適用にならなかった地域についても、こういうものが新たに加わるというような意味で、制度を統一、明確にするということでございます。

続きまして、議案第12号、駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。梅津会館前駐車場の月極めの利用者はどうかということでございますけれども、月極めの利用者につきましては、ただいま10人の方が利用していただいております。当然これにつきましては、今回の条例改正は普通駐車でございますので、月極め駐車につきましては今後も残るということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、平成18年度の月極め駐車の入収入実績を申し上げますと、40万7,000円でございます。19年度につきましては37万円を見込んでおります。さらに、先ほどの普通駐車収入が19年度見込み80万円と申し上げましたけれども、当然、この80万円には定期駐車、月極め駐車の入収入は入っていないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今後、この駐車場を廃止した後の利用でございますけれども、これは、梅津会館、あるいは郷土資料館へ来られた方への駐車場ということで、教育財産の駐車場として活用する計画でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 97ページの議案第6号の2回目のご質問にお答えいたします。

当初の基金の設置ですが、平成3年から5年度に、高齢者福祉を目的として、地域福祉基金を設置するための地方交付税が交付されました。これを原資に基金を設置したものです。設置の理由も、これに合わせたものとして理由に掲げております。これを改正するということですが、他市の状況を見ますと、現在、ほとんどの市が社会福祉目的に改正をしているという状況にあります。そこで、当市においても、広く社会福祉目的に使えるように改正するものです。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお答え申し上げます。

6条1項3号の規定につきまして、現行から見て利便性はあるかということでございますけれども、現在の入居者におかれましては、特段の不利益等はございません。

次に、募集倍率についてでございます。昨年9月の市営住宅の募集に当たりましては、11戸の募集を行いまして、1戸当たり1倍から1.2倍の倍率となっております。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 答弁の訂正をお願いしたいと存じます。

先ほど、議案第12号駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についての中で、梅津会館前の月極め駐車、定期駐車とも申しますけれども、これについて現在の利用者10人と、私ご答弁申し上げましたけれども、7人でございますので、おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 3回目、簡単に入ります。ただいま2回目の質疑に対しますご答弁、ありがとうございました。内容につきましてはほぼ理解いたしましたが、2回目の答弁の中で若干疑問を持ったところを、何点かお尋ねしたいと思ひます。

まず、議案第5号でございます。職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、ここで、上位機関ともいろいろ話をしながら進めていただいたということでございますから、これにつきましては、相当なる大刀に、大きな刀をつくりまして振り落としてくれたのかなと思っておりますが、そして、まず、職員手当にはほかにもたくさんあるわけでございます。その中で、公正公平の面から見ますと、疑問を持つものも多々あるというふうに考えておりますが、今回の見直しから、この件に外れた諸手当についての見直し、改正等の実施についてどのようにお考えになっているのか。

2つ目でございますが、同じく特殊勤務手当の中で、今回、見直し改正で残されました第2条、第3条、第4条、第5条は、今後見直しの対象とはならないのか、この2点をお伺ひいたします。

次に、議案第12号でございます。これにつきまして、今回、普通駐車場というものが投資効果の中でやめるということでございますから、それは結構でございますが私といたしますれば、せっかくわずかなお金でもお金が入っていたところをゼロにするということは、非常に忍びがたいと考えるわけでございますが、この駐車場につきましては、もう少し効率の上がるような施策を講じれば、人件費を使わなくてもできると考えますので、その辺のところをお伺ひしたい。それは、ほかの駐車場とも関係しますものですから、その辺で1点、そういうことについて考えていることはないのかというようなことをお伺ひしたいと思っております。

13号でございますが、ここにつきまして、非常に強烈な印象を抱いたわけでございますが、この入居者応募の実情でございますけれども、11戸の中で応募者した中に、1戸のところを見ると1から1.2倍の倍率があったということでございます。これは、私たちとしますと、この入居者の応募から見ますと、税収の面も考えれば大変にありがたいという、うれしい悲鳴とも言え

と思いますが、これだけの12倍の方が、この太田市には居住してくれると考えている方がおられるわけですから、その人の希望をかなえることを考慮しますと、太田市はその人たちに對しましてどうするんだと。

太田市は、私、以前から言っていますように、人口増を図らなければならないわけですね。そういうことを考えれば、やっぱりこの人たちの、12倍というのは、これが外れた方もいるわけですね。その方の気持ちを考えれば、当市としまして、この人たちにどういう温かな手を差し伸べるかというようなことは、当然、考えなきゃならない。そういうことを思いまして、最後になりますが、市長にご所見をいただきまして、終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（高木将君） 立原議員、最後の件は、議案質疑の枠をちょっと外れていると思うんですけどね。

22番（立原正一君） 関連するでしょう。

議長（高木将君） ちょっと違うんじゃないですか。市長が答弁するということならば、それで結構ですけども。

答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 市営住宅に関する議案質疑の場でございますので、ただいま議員から申し出の件につきましては、別の場での議論とさせていただきます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第5号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、お答えを申し上げます。

他の職員手当の見直し、あるいは今回残ったものの取り扱い、見直しについてというご質疑でございますけれども、他の職員手当の見直しにつきましては、国の準則等との関連もございます。また、今回、行旅病人、へい獣死体処理についての特殊勤務を残したわけでございますけれども、これらについては、県内他市においても、特殊勤務手当に位置づけられている%が非常に高いということでございまして、制度の趣旨に合致すると判断してございます。必要に応じまして、今後検討してまいります。

続きまして、議案第12号の駐車場の考え方でございます。ただいままでご答弁申し上げましたように、この普通駐車場を維持するための収入が80万円と低い収入でございます半面、経費が200万円を超えてございます。したがって、80万円という低い収入であるために、他で賄うというようなことはなかなか難しいのかなと考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第1号常陸太田市後期高齢者

医療に関する条例の制定についてを初めとして、議案第5号、議案第7号、議案第13号、議案第22号、議案第25号の6件について質疑を行います。

まず、議案第1号後期高齢者医療に関する条例の制定ですけれども、ページ47から48ページにわたって伺いたいと思います。

この第4条、普通徴収に係る保険料の納期ですけれども、年金が月1万5,000円以下の収入しかない人、当市で2,000人近くいると、推定ですけれども、伺っておりますが、この人たちは、県の均等割額が3万7,462円ということで、7割減になったとして、年1万1,200円の保険料を納付することになるわけです。これを見ますと納期が8期になっておりますから、1期1,400円ということになるわけです。

また、5条、6条、7条、8条、9条と、これは保険料の督促手数料、延滞金、過料等々ですけれども、そういった部分については介護保険料も同じように、年金月額1万5,000円以下の人は普通徴収ということで、同じような延滞金、過料等がかかっているわけです。納期については6期になっているかと思っておりますけれども、ですから、同時期に介護保険と後期高齢者医療制度の保険料を支払うということになるわけですから、そうしますと、1人当たり大体幾ら保険料を介護保険料と合わせて納めることになるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、納付に係る延滞金、過料ですけれども、これは、年金が月1万5,000円ということですから、どういう暮らしをしているかということは想像できると思っておりますけれども、そういう中で、このような規定を条例で定める必要があるのかどうかということについて伺いたいと思います。

そしてまた、参考までですけれども、介護保険料の中でも全くこれと同じように規定をされておりますが、そういう該当になった方はこれまでにあるのかどうか伺いたいと思います。

次に、議案第5号、市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

92ページから96ページにわたって伺いたいと思います。先ほども同僚議員が、この件に対しては十分質疑をされておりますけれども、確かにこの特殊勤務手当、思い切って15のところを2つ除いて廃止したということで、業務によっては月1,000円から4,000円の支給、乳幼児を扱う保育士さんなど、こういう手当、あるいは1日150円から1,000円を超える範囲内で特殊勤務手当が支給されていたわけなんですけれども、条例の見直しについては、この条例も制定されてから大分たちますので、見直しも一部必要かとは、やむを得ないのかなと思っておりますけれども、この15の勤務手当、2つ残して13を廃止するという理由ですね。先ほどもありましたけれども、この特殊性ということについて、これまで特殊であるということで支給をされてきたわけなんですけれども、この特殊性があるとしてきた考え方について伺いたい。

それから、勤務手当の見直しですけれども、県内44ある市町村の中で、こういう改正をしているところがどのくらいあるのかどうか。例えば、この中で、(11)の現行の保育所における保育業務、幼稚園における幼児教育業務、こういう部分、それから、(7)のし尿処理及び清掃業務に従事する者、こういったことについてどのくらい廃止をされているのか、状況を伺いたいと思います。

次に、議案第7号に移ります。

ページ100ページですけれども、この件につきましても、先ほど同僚議員からの質疑がありました。私の質疑と重複いたしますので、そこは省略いたしまして、先ほどの説明の中で、金砂郷が製造業が3社、里美が旅館業で1社ということで、936万4,000円と。このうち75%は、減収補てん制度の中で交付金として算入されるということでありまして、そうしますと、計算しますと、それでは25%は当市の減収ということになるわけですね。減収だからといまして、75%交付税で算入されると、補てんされるといいますが、交付税の額が国も決まっているわけですから、どこがどういうふうに入ったのか、何が削られたのかということで、色がついているとよく言いますが、わかるわけじゃないので、この条例そのものについても、少し企業、事業所等々に対しての税制の優遇策かなということで、例えば25%を計算しますと234万円。この条例は3年間ですから、700万円の減収になると。残る1,400万円等々は減収補てんで算入されるということですから、全体的に3年間ですから3,000万円弱の、本来なら当市に入る税収なわけですね。ですから、これについてどのように考えているのか、お考えだけ伺いたいと思います。

次に、議案第13号です。これは、市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

134ページになりますけれども、この市営住宅の条例の一部改正についての提案理由ですけれども、市営住宅の入居に係る要件等について整備を図るためということです。そもそも市営住宅は、先ほど部長からもありましたけれども、条例3条、「住宅に困窮する定額所得者に対して低廉な住宅を供給するため、市営住宅を設置する」とあるわけですね。ですから、この第3条の設置目的を果たしていかなければならないわけですね。

138ページから139ページにわたって、入居資格の要件が規定されておりますけれども、138ページ、これは現に住宅に困窮しているということが明らかなことと、それから県税、市町村税を滞納していないことと。新たに、次のページの139ページ、(7)、(8)が追加されたわけですが、(7)については、先ほど平山議員の質疑の中でも了解をいたしました。

(8)ですけれども、これについて、暴力団員の排除だと。これは当然のことだと思うんです。ここで伺いたいのは、そのために太田警察署と協定を結んだと議案説明がありましたけれども、その協定内容について伺いたいと思います。今後、そのためにすべての入居者、新たな申込者が警察署に、この人が怪しいのか、暴力団員かと、それぞれ照会することになるのかどうか。市営住宅に入居するのに、プライバシーまで警察署と照合しなければならないのかと。このことについて伺いたいと思います。協定の中身ですね。

それから、ページ142、連帯保証人、第14条です。現行では、「連帯保証人は、入居決定者と独立の生活を営み、かつ、同程度以上の収入を有する」ということですね。これが、改正案で「独立の生計を営み、かつ確実な保証能力」と。この確実な保証能力ということについて、具体的にはどういうことなのか。現行の「同程度以上の収入を有する」ということで、これまで不都合があったのかどうか、そういうことも含めまして、ご説明をお願いしたいと思います。

この連帯保証人というのは、私も何人か市営住宅入居申し込みの中で相談されましたけれども、相談に乗って、連帯保証人の名前を2名書くときに、その方たちは非常に黙ってしまうわけです。考え込んでしまうんですね。低所得の方が連帯保証人2名つけるという時点では、なかなか大変なわけなんですね。今回、こういう「確実な保証能力」ということになる、さらにその縛りがきつくなると。ですから、こういうところで、何も現行で不都合がなければ、現行どおりで私はいいのではないかと思うんですけれども、お考えを伺いたいと思います。

議案第22号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算について、何項目か伺いたいと思います。

先ほど、同僚議員からもありましたけれども、歳入歳出それぞれ11億3,870万7,000円を減額するというこの規模は、非常に大きいと思います。その要因については、先ほど幾つかご説明がありましたけれども、そういうことも含めてお伺いしたいと思うんですけれども、まず、ページ15,8ですけれども、2款県支出金の中の目の8教育費県補助金、放課後子どもプラン事業費補助金ですけれども、400万2,000円の減になっておりますが、これは歳出で見ますと、ページ35の報償費等に当たるのではないかと思います。今年度、幾つ開設ができて、できなかったところ、立ち上げられなかったところはどこがネックになったのか、そこら辺をご説明いただければと思います。

それから、25ページですが、目の3児童措置費、節の20扶助費、この件についても先ほど同僚議員からご質疑がありましたので、了解はしたわけなんですけれども、これは年4回、児童扶養手当ですが、1,276万4,000円支給されておりますけれども、これは大体当年度の6月ごろに申請、現況届けを受けてということで、当初見込みの時でなかなか十分掌握できない。その中で、この1,276万4,000円といいますと、人数にしますと、大体24,5名に当たるかと思いますが、これは、国の指導として、ある程度見込み額プラス何%は上乘せしておけというような指導があるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

例えば5億かかると、予算を上げると。それで、10%は減ったりふえたりするので見ておけというようなことだと、5億だと5,000万というようなことになるわけですね。そういった指導が国であるのかどうかですね。そうしますと、民生費そのもの、児童扶養手当そのものの金額が、これは国県支出金が大きいわけですから、非常に膨らんでしまうわけですね。この辺が、どのような指導があってこういうふうな予算措置をしているのかどうか、伺いたいと思います。

それから、30ページに移りますが、款の7土木費、目の3道路新設改良費、これが1億392万9,000円減ということで、当初予算額から比較すると9.8%、約1割近くの減になっているわけなんです。この中で節の工事請負費8,150万5,000円。いろいろ採択基準もあって、コスト縮減に努めているということでありますけれども、当初の計画です。予算を立てるときに、どのような検討を予算編成のためにしているのか。これだけの補正額が出てくるといのは、一般財源から9,762万9,000円、1億近く支出する予定になっていたということですから、こういうことで、きちんとした予算が立てられていれば、この1億近くの財源をまたほかの事業に使えるのではないかと考えるわけですが、この辺の予算時の考え方について伺いたいと思いま

す。

それから、その下の、項4都市計画費の街なみ環境整備事業ですけれども、節の15工事請負費、施設整備工事750万円、これはそっくりそのまま減額になっているわけですが、当初案内板とか説明があったように思うんですけども、これを見合わせたということですが、その理由を伺いたいと思います。

それから、今まで、これも3月補正まで待たなければならなかったのかと。これも、集計が入っていますから、一般財源からの予算措置も大きいわけですね。ですから、こういうところも、しっかりと予算編成をしていけば、まだまだほかの事業に使えるのではないかと、こういうふうを考えるわけです。ご説明をお願いいたしたいと思います。

それで、34ページ、目の上段ですけれども、3学校建設費の中の節の15工事請負費、里美中学校校舎解体整地工事ということで、当初予算の中で、夏休みに行うというような説明がありましたけれども、当初予算1億5,490万3,000円ということで、当初の予算の、5,350万4,000円、34.5%の減ということでありますけれども、この入札が、いつ、幾つの事業者でどのように行われたのかと。私もよく調べてきませんでしたけれども、聞くところによると、何か不調に終わって、何度か入札を繰り返したというような話を伺っておりますが、予定価格に対しての落札率も含めて、こういう減額になった理由、入札の結果と言えはそういうことにはなりませんけれども、その状況を伺いたいと思います。

それで、もう一つ最後に、先ほどから出ておりますページ26、里美クリーンセンター整備費ですけれども、先ほど同僚議員からも、理解するのにその説明ではなかなか難しいというような話がありまして、私もちょっとわかりにくいなと思って聞いていたわけですが、これは、当初、合併特例債で行うということで、この6億4,444万8,000円ということで、施設整備工事請負費ですけれども、6億3,210万円を予算計上しておりました。ですけれども、これについては、国県補助であるということで、歳入の部分にも里美クリーンセンターが記載されておりますし、市債も上げておりますね。そして、歳出、ページ26、27と出ているわけなんですけれども、これについては一般財源から4,352万3,000円、そのうち2,283万4,000円の減ですね。

それから、国県支出金のほうでは2億1,052万5,000円、これは当初と同額ですけれども、これがなしということですが、そして先ほどは、今まで使えるものは使ったということで、工事の内容も発注も変わったので、設計を見直しして、半分に抑えることができたということですが、ですから、使えるものはもちろん、何も壊して新しく作りかえることはないと思いますけれども、どういうものが使えて、どういうものを工事費として上げたのかということ、これを、大体今こういうことでやっているのではなくて、当初予算工事費を上げるときにきちんとそれは調査をすべきですよ。きちんと調査をして、そして、何を工事費に上げるのか、全部建てかえるのか、一部残すのか、そういうことを十分しないで予算に上げたのかということになるわけですよ。ですから、やはりそういう姿勢を私は伺いたいと思うんですけども、そして、結局クリーンセンターの工事費は幾らになったんですか、落札されたんでしょうかということ

すね。こういう点について伺いたいと思います。

里美クリーンセンターについては、やはり調査が足りないと。足りないところへ持ってきて、コンサルタントに頼んで予算を措置して、そしてその後こういう工事の見直しをするというようなこと、こういうことは工事の中であまりないことだと思うんですね。やっぱりしっかりした計画を立ててほしいと、このように思います。

以上で、1回目の質疑を終わります。

議長（高木将君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後1時00分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 45ページでございます、議案第1号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例でのご質疑にお答えをいたします。

まず、後期高齢者保険料と介護保険料を合わせると、1カ月の保険料はどのぐらいになるのかというご質疑でございました。介護保険料につきましては7割軽減分で、年額にしまして2万1,900円、後期高齢者につきましては、6段階のうちの下の部分、1段階の部分では1万1,200円で、これを算出しますと、月額で2,700円程度のご負担をいただくこととなります。

また、第6条、7条、8条の関係で、延滞金及び過料の設定に関しましてお答えいたします。第6条の延滞金につきましては、地方税法に基づきまして設定をしております。これは、保険料納付の公平性を保つためのものであります。第7条及び8条の関係の過料につきましては、罰則規定でありますので、納付義務者が故意に保険料を免れるような悪質な事案に対応するために設けているものでございます。市が徴収する普通徴収者、年額18万円以下の者で、年金以外の収入も考えられますので、罰則規定を設けることは、保険料の納付の公平性を保持する上では必要なことと解釈をしております。

なお、介護保険料につきましては、原則として徴収することとしておりますが、いずれも生活状況等を勘案し、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） ページ90、議案第5号常陸太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての2点のご質疑にお答え申し上げます。

まず、今日まで特殊性としてきた考え方でございますけれども、先ほども立原議員にお答えしましたように、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務と、著しく特殊な勤務であることの考えで、今日まで支給してきたところでございます。今年度、職員給与等適正化検

討委員会を開催しまして、各手当ごとに業務内容の特殊性を精査・検証するとともに、県内各市の支給状況の調査を行い、検討・判断しまして、今回廃止することとしたものでございます。

次に、他市の状況についてお答え申し上げます。平成19年4月1日現在の茨城県内32市における特殊勤務手当の支給状況については、今回本市において廃止する特殊勤務手当の中では、保育業務手当が13市、41%、幼児教育業務が3市、9%、清掃業務手当は6市、19%、し尿処理業務は7市、22%で支給をされているという状況になってございます。

続きまして、議案第7号常陸太田市金砂郷地区固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市水府地区及び里美地区固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、お答えを申し上げます。

本条例制定の考え方についてのご質疑でございます。今回提案しております2本の条例につきましては、過疎地域、金砂郷地区においては宮の郷工業団地内が農村地域工業等導入促進法による工業導入地区にも該当しております。これらの過疎地域等でございます金砂郷、水府並びに里美地区内に、条例の適用を受ける固定資産を新設または増設した場合において、それらの固定資産税を3年間免除することになり、製造業等の企業の進出や事業の拡張を促進し、雇用の場の創設を図り、それによって過度の人口減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化することを目的に、合併前の町村において制定されていたものを引き継いだものでございます。固定資産税については、3年後は通常の課税となります。地域的にも、市全体としても、利益を図れるものと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお答え申し上げます。

初めに、暴力団員の排除に関連して警察に照会することについてでございます。これまでの常陸太田警察署との協議におきましては、新たに入居される方全員につきまして、暴力団員であるか否かを判断する最小限度の情報といたしまして、氏名、生年月日、性別、住所を照会することとしております。なお、太田警察署との取り交わしました協定書の中におきまして、情報の守秘義務が規定されているところであり、入居された方の情報保護につきましては、適切に対応してまいります。

次に、14条、連帯保証人の要件についてでございます。これまで連帯保証人は、入居者と同程度の収入等を要件として求めてまいりましたが、入居予定者の収入等の状況等により連帯保証人の基準が変わることにもなりますことから、基準を明確化、統一化する観点を考慮の上、見直しを行うものでございます。具体的には、入居者にご負担いただく家賃相当額を支払うことが可能な収入等を有しているかをもって判断する方針でございます。

次に、これまでの連帯保証人の規定に問題が生じたかについてでございます。これまで市におきましては、入居者との話し合いをもって問題の解決を図る対応をしてまいりましたことから、

これまで連帯保証人の皆様に影響が及ぶことはございませんでした。しかしながら、今後は、滞納の解消に向けた対応に当たりまして、債務の履行を求めるケースなど、連帯保証人の皆様を交えた問題解決の必要性が生じる状況にありますことから、連帯保証人の要件見直しを行うものでございます。

次に、議案第22号常陸太田市一般会計補正予算、7款2項道路橋梁費土木費を減額した理由についてでございます。30ページでございます。

まず、3月議会に減額補正をした理由についてでございます。道路整備事業の実施に当たりましては、工事の発注期限を、適正な工期を確保する観点から12月末までとし、事業を推進することとしており、このため額の確定がそれ以降になったことによるものでございます。

次に、減額補正した理由でございます。まず、3目道路改良費の13節委託費704万8,000円の減額についてでございます。市道新宿天神林線の測量調査が、一部地権者の同意が得られなかったことにより未実施となったこと、及び事業費の確定によるものでございます。同じく15節工事請負費8,150万5,000円の減額についてでございます。主な理由といたしましては、現地の再調査及び設計の見直しを図り、大型構造物などの取りやめ、また、軟弱地盤対策の見直し、さらには、当初市単独事業で計画していた路線を、平成20年度からの国庫補助事業に移行することなどにより減額するものでございます。

次に、同じく4項都市計画費の中の街なみ環境整備事業費の減額についてでございます。同じく30ページでございます。減額の理由につきましては、梅津会館前の駐車場奥に計画した西二町小公園を、同地区におけます新たな整備計画がまとまるまで、工事を当面見合わせたこと、また、住宅修景助成の申請が、2件の見込から実績が1件となったことによるものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 一般会計補正予算の中の25ページ、児童扶養手当関係のご質問にお答えします。

予算の積算につきましては、国の指示はございません。予算の編成に当たりましては、午前中、平山議員の質問にお答えしたとおりでございます。編成時期の受給児童数に過去の受給資格認定者の増加平均値25人を加え、積算したものでございます。

以上です。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） ページ35、1目社会教育総務費8節の報償費の減額に関連しましてお答えいたします。

まず、開設した放課後子ども教室の数であります。9小学校区であります。一番最初に、9月25日に太田小学校、それから郡戸小、河内小、佐都小、金郷小、幸久小、小里小、1月になりまして、1月9日機初小、1月10日西小沢小学校ということで、今年度の対応としてはこれ

が最後になりまして、9小学校区であります。

次に、開設できなかったネック、理由であります、残り10小学校区でありますけれども、このうち金砂小、北小、染和田小の3校につきましては、学校統合を優先し、取り組みを平成20年度に送っていますので、残り7校、佐竹小、誉田小、瑞竜小、世矢小、久米小、山田小、賀美小につきましては、これまで各学校区におきまして、学校、PTA、公民館長、町会長と協議の上、それぞれ実施日数、時間、活動内容を定めまして実施計画を作成済みであります。現在、それに基づきまして、各小学校区においてボランティア募集中であります、その数がまだ4、5名でありますので、開所ができない状況にあります。開所に当たりましては、少なくとも10名程度のボランティアを必要と考えております。引き続き募集を進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第22号の補正予算の中で34ページ、学校建設費工事請負費の減額補正に関連しての質問にお答えいたします。

旧里美中学校校舎等の工事内容であります、入札執行につきましては平成19年7月18日であります。それから、指名業者につきましては8社でございます。受注した業者につきましては、大木建設が受注をいたしました。

以上です。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 里美クリーンセンターの質問の中で、先ほど平山議員に答弁した中で誤りがございました。既存施設を利用するなどとして、設計内容を見直したような答弁をいたしまして、これが削減が図られると答弁しましたが、変更はいたしておりません。事実と違った答弁をいたしましたことを訂正いたしまして、もう一度説明を申し上げたいと思います。

最初に、先ほど申し上げましたように、実績のある業者見積もりによりまして、12億8,000円を予算計上いたしました。そして、9月初旬に、条件つき一般競争入札を行うことで公告いたしました。技術力のある4社から、参加業者から、企画提案書、概算見積書を提出してもらいました。この内容を、発注者支援業務を委託してありますコンサルタントに、仕様書に対応できるかどうか精査をしてもらいました。また、庁内に委員会を授けまして、検討をいたしました。この結果、大丈夫であるという結論になりまして、工事審査委員会におきまして、設計価格をいたしまして9億4,290万円で設計価格を決めたところであります。

これを条件つき一般競争入札で行いました結果、入札価格が6億585万円ということで、落札価格が決定したわけでございます。ですから、設計内容は当初から変更しておりません。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 先ほど、議案第1号、45ページでございますが、常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の中で、介護保険料の7割軽減の話をしたんですが、介護保険と後期高齢者の軽減率を取り間違えまして、介護保険料につきましては7割軽減ではなくて、6段階のう

ちの第2段階の2万1,900円でございます。後期高齢者のほうが7割軽減でございました。訂正しておわびいたします。どうも済みませんでした。

〔「合計額は変わりますか」と呼ぶ者あり〕

保健福祉部長（増子修君） 変わりません。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 済みません、訂正をさせていただきます。

先ほどの工事請負費の関係であります。この入札方法につきましては、一般競争入札で行いまして、8社の応札があったということに訂正をさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

議長（高木将君） 答弁においては、正確を期すように願います。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質疑をいたします。

その前に、1回目の質疑のときに、議案の1つ質疑漏れがありましたので、それをまず最初に伺ってから、2回目の質問に入りたいと思っております。

議案第25号、下水道の補正なんですけれども、これについても、午前中、同僚議員が質疑をされておりますので、歳出のページ11の減額補正ですけれども、1億163万7,000円の補正額ですけれども、この内容についてはわかりました。議会でもコスト縮減というようなことを言っておりますので、確かに工法の見直しですね、節減できれば、そのほうがいいわけですので。しかし、工事計画の中で、土木事務所との関係等もありまして、事業が変更するというようなことも、工事中にはそういう変更もあるかと思っておりますけれども、今後、やはり予算編成時に、こういう工法をどういう工法でやるのかというようなことについては、しっかり検討していただきたいと思います。これは要望にとどめておきます。

あとは、同僚議員の質疑の中での減額の内容についてはわかりました。

それでは、2回目の質疑に移らせていただきます。

第1号の後期高齢者医療に関する条例ですけれども、これについて、先ほどページ47の4条、普通徴収に係る保険料の納期ですけれども、それに関係して、同じような方法で年金の月額1万5,000円以下の方は普通徴収ということで、それでは介護保険料は幾らになるのかと、そして、後期高齢者の保険料と合わせると、1回の納付額がどのくらいかということで伺いましたところ、2,700円。これは、月額1万5,000円以下の方の年金ですから、そのうち介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせて2,700円といえますと、1万5,000円で見ましても、その収入の18%、約2割近くを介護と広域連合の医療保険に納めなければならない。これは大変なご負担になると思うんですけれども、それは、そういうことで決められておりますので、ただ、そういう大変な中で納める保険料であるということ認識の上で、当然、決算を見ましても、滞納者が出てきておりますが、この第5条の保険料の督促手数料ですけれども、この督促手数料の

1通100円についても、1万5,000円以下の方から見れば、これは大きな額なわけですね。

こういう滞納というのは、最初滞納されたときに、口頭、訪問したり何かでなくて、はい、滞納、即督促状を出すと、こういうやり方でやっているのかどうか、そこら辺。できれば、やはりこういう100円というのはかからないような方法で、滞納されている方には納付を促すというような方法を考えてほしいと思いますが、これはどのような方法でやっているのか、伺いたいと思います。

それから、特殊勤務手当については、県内の状況としては、そうしてみますと、やっぱりこういう思い切った廃止ですけれども、これについては、県内の状況を先ほど伺いましたけれども、非常に先駆けて行っているんだなというようなことですね。これをいいとするのか、行革の中でもっと慎重に考えるべきであるのかどうか、その辺は私見にかかわりますので、ただその当たりにとどめておきたいと思いますが、太田の特殊勤務手当の廃止は、県内では大分早いんだなという気がいたしました。

次の議案第7号ですけれども、これについては、固定資産税の税額免除ですけれども、いろいろ考え方もあると思うんですけれども、雇用の場の創出のため、あるいは基盤整備のために必要だということではありますが、入ってくる税収ということを見ると、期間3年間ということでは非常に大きいわけですね。こういう企業への税制優遇策がいいのか悪いのか、これも個人の判断になりますので、この辺にとどめておきたいと思います。

次に、市営住宅の件ですけれども、協定書の内容、そして守秘義務というのは当然のことだと思いますけれども、入居する際にもやはり警察へ、市営住宅の入居ですね、照会しなければ入れないのかなど。そういうようなことで、こういう時代になってしまったのかということでは非常に寂しい気もしますね。

それで、ページ142の、確実な保証能力ということはどういうことかということについて、家賃を保証人が立てかえる能力だということですが、これについては、それでしたら、現行の同程度以上の、あくまでもこれは「同程度以上の」ですから、収入を要すると。このほうが非常にわかりやすいのではないかなと思いますけれども、確実な保証能力というのは、極めて抽象的な表現の仕方ではないかなと。連帯保証人にも、滞納の場合にはきちんと責任を持っていただくというようなことですから、保証人そのものはですね、ですから、そういう意味では、やはりそれを特に強調していきたいのであれば、もう少し表現を具体的な方法で、わかりやすく改正してほしいかなと思うんですけれども、どうもこの「確実な保証能力」というのは、家賃を支払える能力ということですから、1カ月2万円前後の家賃を払えばいいのかどうか、その能力なのか、それよりも半年分払える能力を持っているのか、そこら辺もこれでは十分ではありません。家賃を支払える能力というのはどういうことなのか、具体的にもう少しご説明をいただけますか。

補正予算ですけれども、補正予算については大体わかりました。それで、里美クリーンセンターの件ですけれども、そうしますと、先ほど設計は変更していなかったということですので、改めて新年度予算、20年度予算で工事請負費6億585万円ということが出ておりますけれども、設計はそのままで、施工と設計とは一括入札していますよね。ですから、今回、半分で済

んだということですが、だから、新たな設計費用というのは出ていないということでもよろしいわけですか。そういうことでしたら、それでご答弁をいただきたいと思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、やはり予算を立てる上で、私ども議会でも、予算を出されれば、それをきちんと審査をしていくわけですね。そして、この里美センターの場合にも、19年度と20年度にかけて、12億を50・50で予算措置をしてやるんだということで、オーケーをしたわけですね。そうしたら今度はこういうことで、全部減額にしてというような話ですから、じゃあ、そのときの出された提案は何だったのかということになりますので、こういったことがないように、ぜひ今後、注意をしてほしいと、慎重に行ってほしいと思います。

教育関係ですけれども、教育のページ34、里美中学校校舎解体整地工事ですが、非常に低い落札率ですね。65、6%になるんでしょうか。そうすると、工期ですね。先ほどのご説明では7月18日に入札があったということで、夏休みを中心に工事をしたということで、この工期がいつまでだったのか。整地工事も入っておりますので、ですから早く工事が終わってれば、入札は18日で済んでおりますし、途中、工事に変更がなければ、もっと早くこの減額調整はできたのかと思いますけれども、この工事内容で途中変更があったのかどうか、それから工期がいつまでだったのかというようなことで、伺いたいと思います。これは、あくまでも減額をもっと早く補正できなかったのかなという意味で、お伺いするものです。

この2点について質疑をいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 再度のご質問にお答えいたします。

里美中旧校舎の解体等の関係でございますが、これにつきましては、まず、大きいところにつきましては旧校舎の解体撤去、外構工事がありますが、これにつきましては、基本的には解体工事等の設計の変更はございません。工期につきましては、7月27日から3月12日の230日間で行いました。

あわせて、関連しまして、この中にはいわゆる国道から学校に入る進入路の工事、その他附帯工事が6件ほど入っておりました。減額につきましては、工期が3月12日ということでありましたので、今3月議会での減額補正ということになりました。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の中の14条、確実な保証能力についての再度のお尋ねでございますけれども、現在入居されている方の一部におきましては、やはりその所得の状況から滞納が発生している状況もございますので、したがって、毎月の家賃相当額を支払える収入等があるというようなことで、考えております。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 議案第1号の中の、常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の中で、2回目のご質疑にお答えをいたします。

47ページに、第5条の督促手数料と督促1通につき100円ということですが、この督促手数料につきましては、地方税法に基づきまして、納期限後20日以内に督促状を出していく考えでございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 設計・施工一括発注方式でありますので、入札価格の6,585万円で落札したこの価格で、設計料はかかりません。この範囲の中でやるわけであります。

失礼しました。6億585万円です。訂正します。済みません。

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号から議題41号まで、以上12件については、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第41号まで、以上12件については、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、木村郁郎君、益子慎哉君、深谷秀峰君、平山晶邦君、成井小太郎君、福地正文君、高星勝幸君、茅根猛君、山口恒男君、後藤守君、沢島亮君、宇野隆子君、以上12人を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました12人を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

議長（高木将君） この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時46分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長 茅 根 猛 君 副委員長 沢 畠 亮 君

以上であります。

次、議案第1号から議案第29号まで、以上29件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（高木将君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月21日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時47分散会